

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院運輸委員会提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願5種類11件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、米国連邦海事委員会が我が国港湾の労使慣行である事前協議制の改善等を求めて邦船3社に対する制裁措置を実施したことにかんがみ、このような一方的かつ不当な制裁措置の発動を牽制し、交渉における我が国の対等な立場の確保を図るため、外国等が本邦外航船舶運航事業者に対し、不当に差別的な負担金の納付を義務付ける等の措置を講ずる場合において、当該外国に係る外国外航船舶運航事業者に対し、本邦の港への入港の制限等の対抗措置を命ずることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院運輸委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

12月4日、藤井運輸大臣、政府委員等に対する質疑を行った。

国際ハブ空港の整備についての取組及び中部新空港の整備に当たっての交通アクセス等の課題、大規模油流出事故における油防除対策の強化及びダブルハル化の促進等事故防止策、旅行業界に対する外務省渡航情報の周知徹底等による海外渡航の安全確保、旧国鉄長期債務の本格的処理策、港湾荷役の事前協議制度の改善をめぐる米国連邦海事委員会による日本船社に対する制裁措置及び制裁の撤回に向けての対米交渉への取組、日豊本線の複線化等の推進、日米防衛協力ガイドラインの周辺事態における港湾・空港分野での協力項目及び関係国内法の改正についての検討状況、運輸部門における二酸化炭素排出削減策等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成9年10月16日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

平成9年12月4日（木）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際ハブ空港としての中部新空港の整備をめぐる諸課題に関する件、大規模油流出事故の予防及び事後処理に際しての国の対応強化策に関する件、海外渡航の安全確保策に関する件、米国による港運事前協議制改善要求と日本船社への制裁に対する対応措置に関する件、旧国鉄長期債務の本格的処理策に関する件、日豊本線の複線化等の推進に関する件、日米防衛協力ガイドラインの周辺事態における港湾・空港分野での協力項目に関する件、運輸部門におけるCO₂排出削減策に関する件等について藤井運輸大臣、政府委員、建設省、外務省、環境庁当局、参考人日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君及び日本鉄道建設公団総裁塩田澄夫君に対し質疑を行った。

平成9年12月12日（金）（第3回）

- 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院運輸委員長大野功統君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、自由
反対会派 なし
欠席会派 新社

- 請願第196号外10件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3） 成 立 議 案 の 要 旨

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要 旨】

本法律案は、外国等が本邦外航船舶運航事業者に対し、外国外航船舶運航事業者に対して納付を義務付けていない不当に差別的な負担金の納付を義務付け、若しくは本邦外航船舶運航事業者の使用する船舶の当該外国の港への入出港を制限する等の措置を実施し、又は決定する場合において、当該措置により生ずる事態に緊急に対処するため、当該外国に係る外国外航船舶運航事業者（以下「特定相手国外航船舶運航事業者」という。）に対し、その使用する船舶の本邦の港への入港の禁止等を命ずることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対抗措置の通告等ができる場合の追加

(1) 運輸大臣は、外国等が①又は②に掲げる措置を講ずる場合において、当該措置により生ずる事態に緊急に対処するため必要があると認めるときは、特定相手国外航船舶運航事業者に対し、期間を定めて、その期間内にその事態が消滅しない場合は2に規定する事項を命ずることがある旨を通告することができる。

① 本邦外航船舶運航事業者に対し、当該本邦外航船舶運航事業者の行う外航船舶運航事業に使用する船舶の外国の港への入港について、外国外航船舶運航事業者の全部若しくは一部に対して納付を義務付けていない不当に差別的な負担金の納付を義務付けること又はその納付を将来義務付ける旨の決定をすること。

② 本邦外航船舶運航事業者の行う外航船舶運航事業に使用する船舶について、外国の港への入出港等の制限等を行うこと又はこれらの行為を将来行う旨の決定をすること。

(2) 運輸大臣は、(1)の①に掲げる措置に関し(1)による通告をしたときは、当該通告をした特定相手国外航船舶運航事業者に対し、(1)の①の負担金の額に相当する金額の国庫への納付を通告することができる。

2 対抗措置

運輸大臣は、1の(1)の通告において定めた期間が経過した後においてもなお、1の(1)の事態が消滅していないと認めるときは、当該通告をした特定相手国外航船舶運航事業者に対し、本邦の港への入出港等の制限等の措置を命ずることができる。ただし、外国等が1の(1)の②の入出港等の制限等を行わない場合であって、1の(2)の通告を受けた特定相手国外航船舶運航事業者が1の(2)の金額を国庫に納付したときは、この限りでない。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
15	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	運輸委員長 大野 功統君 (9.12.3)	9.12.4	9.12.4	9.12.4 (予備)	9.12.12 可決	9.12.12 可決			9.12.4 可決